

株式会社三菱 UFJ 銀行が実施する 三井住友ファイナンス&リース株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三菱 UFJ 銀行が三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社と共同で評価を実施する三井住友ファイナンス&リース株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社三菱 UFJ 銀行の三井住友ファイナンス&リース株式会社に
対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

2024年3月29日
株式会社日本格付研究所

目次

I.	第三者意見の位置づけと目的	- 3 -
II.	第三者意見の概要	- 4 -
III.	三井住友ファイナンス&リースに係る PIF 評価等について	- 5 -
1.	インパクト特定の適切性評価	- 5 -
1-1.	三井住友ファイナンス&リースの事業及びサステナビリティ活動の概要	- 5 -
1-2.	インパクト特定の概要	- 8 -
1-3.	JCR による評価	- 9 -
2.	KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 10 -
2-1.	KPI 設定の概要	- 10 -
2-2.	JCR による評価	- 12 -
3.	モニタリング方針の適切性評価	- 16 -
4.	モデル・フレームワークの活用状況評価	- 16 -
IV.	PIF 原則に対する準拠性等について	- 17 -
1.	PIF 第 1 原則定義	- 17 -
2.	PIF 第 2 原則フレームワーク	- 18 -
3.	PIF 第 3 原則透明性	- 19 -
4.	PIF 第 4 原則評価	- 19 -
5.	インパクトファイナンスの基本的考え方	- 20 -
V.	結論	- 20 -

I. 第三者意見の位置づけと目的

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三菱 UFJ 銀行(三菱 UFJ 銀行)が三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（MURC）による評価を踏まえて三井住友ファイナンス&リース株式会社（三井住友ファイナンス&リース）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）（本ファイナンス）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「PIF 原則」及び「資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）、並びに環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォース（PIF TF）の纏めた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に沿って第三者評価を行った。PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を金融機関等が審査、評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定、評価のうえ、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は 4 つの原則からなる。第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、三井住友ファイナンス&リースに係る PIF 評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに三菱 UFJ 銀行の PIF 評価フレームワーク及び本ファイナンスの PIF 原則に対する準拠性等を確認し、本ファイナンスの PIF 原則及びモデル・フレームワークへの適合性、並びに「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三菱 UFJ 銀行が三井住友ファイナンス&リースとの間で 2024 年 3 月 26 日付にて契約を締結する、資金用途を限定しない PIF に対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<三井住友ファイナンス&リースに係る PIF 評価等について>

1. インパクト特定の適切性評価
2. KPI の適切性評価及びインパクト評価
3. モニタリング方針の適切性評価
4. モデル・フレームワークの活用状況評価

<三菱 UFJ 銀行の PIF 評価フレームワーク等について>

1. 同行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況が PIF 原則に準拠しているか
2. 同行が定めた社内規程に従い、MURC と共同で三井住友ファイナンス&リースに対する PIF を適切に組成できているか

III. 三井住友ファイナンス&リースに係る PIF 評価等について

本項では、三井住友ファイナンス&リースに係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. インパクト特定の適切性評価

1-1.三井住友ファイナンス&リースの事業及びサステナビリティ活動の概要

三井住友ファイナンス&リースは、1963年に設立された大手総合リース会社。2007年に旧三井住友銀リースと旧住商リースが合併して発足した。出資比率は、2008年9月より株式会社三井住友フィナンシャルグループ 60%（連結子会社）、住友商事株式会社 40%（持分法適用関連会社）となっていたが、2018年の両株主によるリース事業再編に伴い、三井住友フィナンシャルグループ 50%、住友商事 50%（両社の持分法適用関連会社）に変更された。国内リース事業、不動産事業、トランスポート事業及び国際事業の4分野に分かれている。

三井住友ファイナンス&リースは、2023年度～2025年度を対象期間とする中期経営計画を策定している。本中期経営計画では、2030年の「SMFL Wayの実現」からバックキャストして対象期間における目標を定めている（図表1）。『幅広い金融機能を持つ事業会社』の強みを追求し、社会課題の解決に挑戦」をテーマとし、非財務目標として、連結グループのGHG排出量（Scope1・2）の2025年度目標をネットゼロ、サステナブル関連ビジネスの累計契約額を2025年度までに1兆円を掲げている。



図表 1：中期経営計画における目標¹

三井住友ファイナンス&リースと子会社及び持分法適用関連会社から構成される三井住友ファイナンス&リースグループは、「SMFL Way」における目指す姿・ありたい姿として「SDGs 経営で未来に選ばれる企業」を掲げ、ビジネスと関連の深い「環境」「次世代」「コミュニティ」「働きがい」の4つを重点課題(マテリアリティ)に設定し、SDGsの17の目標の内、8つを注力項目に定めている（図表2）。

マテリアリティ(重点課題)

マテリアリティ(重点課題)	環境	脱炭素・循環型社会の実現に貢献
	次世代	次世代につながる人・企業の発展に貢献
	コミュニティ	地域社会の持続的な発展への貢献
	働きがい	誰もがより良い未来に向けて活躍できる機会の創出

SDGs 注力8項目	1 貧困をなくそう	5 性別平等を推進しよう	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も
	9 産業と雇用創出の促進を図ろう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を

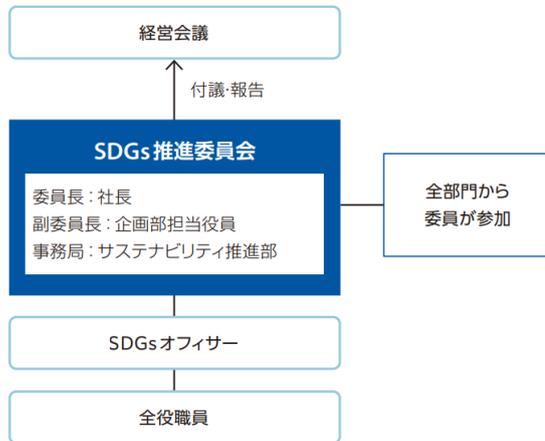
図表 2：マテリアリティー一覧²

三井住友ファイナンス&リースグループは、社長を委員長とする「SDGs 推進委員会」を設置している。この委員会は、持続可能な社会の実現に向けて、SDGs 経営の取り組み方針の策定、必要な諸施策の協議および推進を行っている。

さらに、SDGs 経営の推進に必要な諸施策を実施するため、各部門に SDGs オフィサー

¹ 三井住友ファイナンス&リース 中期経営計画
² 三井住友ファイナンス&リース 統合報告書 2023

を設置しているほか、SDGs 勉強会などを毎年開催し、全役職員が「自分事」として SDGs に取り組んでいる。



図表 3：サステナビリティ推進体制³

三井住友ファイナンス&リースは、国内リース事業、不動産事業、トランスポートेशन事業及び国際事業から成るセグメント別に利益及び資産残高を管理している。

図表 4 上：セグメント別利益等割合⁴

³ 三井住友ファイナンス&リース 統合報告書 2023

⁴ 三井住友ファイナンス&リース 統合報告書 2023

